

**緑の募金事業・特定公募事業**  
**「国民参加による災害に強い森林づくり事業」募集規則**

「国民参加による災害に強い森林づくり事業」の応募申請者は、次に定める事項に基づき応募するものとする。

**I. 事業のタイプ**

1. 国民参加による災害に強い森づくりタイプ
2. 山村住民と都市住民の協働による森林整備と山村活性化タイプ

**II. 事業のタイプごとの内容**

**1. 国民参加による災害に強い森づくりタイプ**

**(1) 事業の目的**

これまでの活動を通じて林業技術などを蓄積し、林業団体等専門家と連携し一層高度な活動を展開し得る団体を中核として支援することにより、生活の場に身近な海岸林や森林などを対象として、「国民参加による災害に強い森林づくり」を推進し、もって森林の持つ公益的機能の増進、地域における安全・安心な生活環境の確保に資する。

**(2) 対象事業**

次のアからイのすべての要件を満たす事業とし、ウに該当する場合は対象外とする。

ア ボランティア団体等が、単独又は他のボランティア団体、自治体等と連携して企画・実施する事業で、(1)の目的達成に資するものであること。

イ 次の事業のいずれか、あるいは複数の事業を行うもので、全国的見地からモデル性があるものであること。

- ① 被災森林の復旧（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ② 災害を予防する森林づくり（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ③ 海岸防災林の整備（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ④ 森林の整備と連携して行う林業・森林土木技術の研修
- ⑤ 森林の整備と連携して行う普及啓発活動

ウ 次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国又は国の機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けているもの、又は受ける見込みがあるもの
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ④ その他「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

**(3) 事業期間**

承認通知から1年以内（公告に定める期間）とする。

**(4) 応募要件**

応募できる者は、次のアからウの要件をすべて具備している団体とする。

ア 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

イ 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。

ウ 営利を目的としない民間団体で、次の①から④の要件をすべて具備していること。

① 定款、寄付行為、又はこれに準ずる規約を有すること。

② 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。

③ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

④ 活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。

(5) 「緑の募金交付金」の交付対象経費

「緑募金公募事業募集規則」(平成24年12月11日制定、平成29年2月7日最終改正)に準拠することとするが、具体的に交付の対象となる経費は、次の通りとする。

科目	区分	細分	交付対象の具体例
行動費	宿泊費	ボランティアの宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動を行うため最低限のものとする。具体的には、集合解散場所からの距離が相当あり、日帰り実行が困難な場合とする。</li> <li>・集合解散場所とは、当該事業実施ボランティア団体の事務所所在地、若しくは当該ボランティア活動参加者の主たる居住地を言う。</li> <li>・上記により宿泊費を計上した場合、事業報告提出に際し、集合解散場所から現地までの距離を報告するとともに、起点となる集合解散場所を明記すること。</li> <li>・なお、宿泊費の上限は、3,000円/人・日を限度とし、連泊は認めない。</li> </ul>
		公的交通機関、バス・レンタカー借上料、燃料費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費は、集合解散場所から現地までのものであり、合理的かつ効率的な交通手段・経路であること。</li> <li>・なお、この場合宿泊費と同様に、集合解散場所から現地までの距離、集合解散場所を明記すること。</li> <li>・本経費の支出にあつては、努めて公的交通機関を利用することとするが、現地の実態で利用しがたい場合、車両等の借り上げもできる(燃料も含む。)こととする。</li> <li>・当然、集合解散場所までの各人の交通経費は除外される。</li> <li>・国際緑化に係る事業にあつての集合解散場所とは、事業実施国における団体の実施拠点をいう。</li> </ul>
	保険料	ボランティア保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該ボランティア活動に参加する者等のボランティア等傷害保険料をいう。</li> </ul>
	その他	行動旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等行う際の事前、事後等に事業計画作成等に関係自治体等との打ち合わせが必要である場合の旅費・交通費等の経費</li> <li>・本経費は、極めて例外的なものとし、一事業あたり2回を限度とする。また、事業報告書提出にあつてはその概要を報告のこと。</li> <li>・上記の作業を行うに際し、専門性を有する指導者の指導が必要な場合の指導者の旅費・交通費等は下記の指導者謝金で計上することとする。</li> </ul>
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全支出科目を通じ、ボランティア活動の作業労</li> </ul>

			賃・食料・飲食費は対象外であることに注意。
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道等の作業路の整備委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の募金事業は、ボランティアによる森林整備及び緑化推進事業が原則である。しかしながら、事業実施にあたって、極めて専門性が高いこと、安全確保の点から、特段の配慮が必要な場合、当該森林ボランティア団体の保有機械の関係等から自らが実施することができない場合に、環境整備費のなかで作業の一部を専門業者に委託することができないものとする。</li> <li>・上記のとおり、専門業者に委託するものは事業の一部であることが原則であり、事業の大部分を委託（外注）経費で実施することはできない。</li> <li>・作業道等に係る作業のうち、重機等の使用が必須でその専門性、保有機械等の実態から申請団体の会員のみでは実施困難な部分のみに係る作業委託経費。</li> <li>・作業道・歩道等の作業路の整備を自らが行う場合の作業用具等の購入経費については、下欄の資材費で計上する。</li> </ul>
	地拵・整地等	植付け準備の整地・土工等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同様で現地が急傾斜であること、残存植生の繁茂状況等から申請団体の会員のみでは実施困難な箇所の地拵や残存大径木の伐倒作業に係る委託経費やシカ柵設置等の獣害防止施設設置の委託経費。</li> <li>・本作業を自らが行う場合の必要資材も同様に下欄の資材費で計上する。</li> </ul>
	その他	看板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のPR看板・標柱は、努めて自らが作成・設置するものとする。（この場合、人件費は対象外で材料費のみの計上となる。）また、作成を委託にする場合も作成委託費のみとし、現場設置にかかる経費はボランティア作業の一環であり、支給対象としない。</li> <li>・当該事業に係るホームページの記載内容変更等に係る経費（内容が緑の募金事業交付対象事業としてその普及啓発の観点から認められるもの。）であるが、この場合も努めて自らが実施すること。</li> </ul> <p>※緑の募金事業は、森林ボランティア団体等が行うボランティア活動を支援するのが原則であり、環境整備に係る外部委託経費については、安全上等問題があるなど真に外注せざるを得ないものに限られる。</p>
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に不可欠な機械器具、チェーンソー替刃等の消耗品や補修部品、鎌、鉋、鋸等の作業器具の購入・借上に係る経費を計上するものであり、あくまで当該事業実施に係るものに限定される。（活動方法、活動人員、活動日数、作業量を勘案し最少限なものとする。）</li> <li>・すなわち、当該団体の資産・施設に係るものは計上できない。</li> <li>・購入経費はチェーンソー 50,000 円／台、刈払機 35,000 円／台以内で各 2 台までとする。</li> </ul>

			<p>(購入経費がこの基準価格を上回る場合は、上回った部分が自己経費等となる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェーンソー、刈払機以外の機械類の購入経費もこの経費を基準として検討すること。</li> <li>・借上費は、レンタル料等と比較するなど、合理的な額とする。</li> </ul> <p>※次年度以降にかかる準備用品の購入は対象外。  ※当該事業と関連性が少なく、かつ高額なものは対象外。  ※使用頻度が低く、かつ高額なものは購入ではなくレンタル・リースで検討。</p>
		安全作業用の器具・機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安帽、安全手袋等安全作業に必要な機械・器具等の購入、間伐作業等におけるチルホール等の高額なものの借上にかかる経費。</li> </ul>
	苗木等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の募金事業（森林の整備・緑化の推進）の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費。</li> <li>・植栽に付帯する支柱、獣害等防止施設資材費。</li> </ul> <p>※特殊な樹種、高木（大苗）など通常の植栽資材と異なる場合は、その旨を明記。</p>
	その他	看板資材等のその他資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のPR看板・標柱等の材料費。</li> </ul> <p>※イベントに際して配布するグッズ等で緑の募金交付金に相応しくないものは対象外とする。</p>
資材等運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動に必要な最小限の額を計上（特に個人からの車両借上費はレンタル料等と比較するなど、合理的なものであること。）</li> <li>・通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外。</li> </ul> <p>※苗木等の購入資材の運搬経費は、現地納入を行うなど努めて当該資材費に含めて計上。</p>
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業を行う上での専門的な技術指導等（安全指導も含む。）で申請団体の会員で行うことが困難な場合に必要な外部講師招聘にかかる経費（謝金・旅費・宿泊料。）</li> <li>・外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相応の技術を有する者に限られる。</li> <li>・謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠を明確にしておくこと。 申請にあたっては、人数、単価、日数を必ず申請書に明記すること。</li> </ul>
事務費	人件費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に際しての人件費であるが、具体的な用途は事務作業（申請書・報告書の作成、事業実行に係る経理業務）にかかる経費であり、そ</li> </ul>

	(事務費は交付金額の20%以内)	の限度額は交付金額の10%以内で50,000円を上限とする。 ※全ての科目に共通であるが、必要経費として認められるものは、当該事業にかかる経費のみであり、通常の団体組織運営に係る経費は対象外とする。(以下、事務費にかかる経費も同様。)
事務用品費		・文房具等の購入費。
印刷費		・印刷用紙、プリンターインク等。
通信費		・電話料、郵送料等。

#### (6) 標準事業費及び交付限度額

公告に定める標準事業費及び限度額とする。

#### (7) 応募方法

別に定める「緑の募金公募事業応募申請書（国民参加による災害に強い森林づくり事業）」によるものとする。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

#### (8) 応募先

公告に定めたとおりとする。

#### (9) 応募期間

公告に定めた期間とする。

#### (10) ヒヤリング

公益社団法人国土緑化推進機構(以下「国土緑化推進機構」という。)は、申請内容等の確認のために、申請団体を対象とした聞き取りを行うことができるものとする。

#### (11) 採択の決定及び通知

国土緑化推進機構は、応募申請書等について「有識者による事業審査会」で審査の上、国土緑化推進機構理事会の議決を経て事業の採否を決定し、応募申請者に通知（緑の募金公募事業募集規則様式2、3）する。

なお、国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施及び交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請内容についての指導を行い、修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

#### (12) その他

ア 交付金の交付については、「緑の募金交付金交付要領」に定めるとおりとする。

イ 採択後の事業実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ①緑の募金箱の設置、「緑の募金協力員」の登録（都道府県緑化推進委員会の「緑の募金協力員」を含む。）に積極的に協力すること。
- ②採択された事業が緑の募金事業であることを看板、標柱の設置により周知するとともに、イベント等の実施にあたっては、マスコミ等を活用するなど広くそのPRに努めること。
- ③事業の実施にあたっては、安全作業の励行に努め、重大災害に結びつく可能性のある機械・器具の使用にあたっては、必要な安全教育等を

実施すること。

- ④事業の採択を受けたものにあつては、採択時に示される留意事項を確認・実行するとともに、指示された資料等を期限までに速やかに提出すること。  
また、事業を実施する中で、事業内容の変更、経費科目の変更等を行わざるを得ない事情が生じた場合は、事前に速やかに連絡すること。
- ⑤美しい森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動の推進に努めること。
- ⑥可能な限り「山の日」、毎年9月第3日曜日の「森林ボランティアの日」の前後に事業を実施すること。

## 2. 山村住民と都市住民の協働による森林整備と山村活性化タイプ

### (1) 事業の目的

過疎化、高齢化に伴う集落機能の低下等から、森林整備等の担い手である山村住民が減少する中で、都市におけるボランティア団体等が山村地域の自治体・住民と協働で企画・実施する森林整備・交流事業を推進することにより、災害に強い森林の整備と山村地域の活性化に資する。

### (2) 対象事業

次のアからイのすべての要件を満たす事業とし、ウに該当する場合は対象外とする。

ア 都市と山村地域自治体・住民が協働で行う森林整備と交流事業として、次の要件に該当するものであること。

- ① 計画及び実施に当たり、山村自治体が参画すること。
- ② 参加人員の概ね半数が都市住民であること。
- ③ 山村地域住民と都市住民が、山村地域の魅力や木材の良さを発信・共有するなどの対話ができる交流の機会を設けること。

イ 次の事業のいずれか、あるいは複数の事業を行うもので、全国的見地からモデル性があるものであること。

- ① 被災森林の復旧（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ② 災害を予防する森林づくり（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ③ 海岸防災林の整備（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む。）
- ④ 森林の整備と連携して行う林業・森林土木技術の研修
- ⑤ 森林の整備と連携して行う普及啓発活動

ウ 次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国又は国の機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けているもの、又は受ける見込みがあるもの
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ④ その他「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

### (3) 事業期間

承認通知から1年以内（公告に定める期間）とする。

(4) 応募要件

応募できる者は、次のアからウの要件をすべて具備している団体とする。

ア 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

イ 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。

ウ 営利を目的としない民間団体で、次の①から④の要件をすべて具備していること。

① 定款、寄付行為、又はこれに準ずる規約を有すること。

② 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。

③ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

④ 活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。

(5) 「緑の募金交付金」の交付対象経費

「緑募金公募事業募集規則」（平成24年12月11日制定、平成29年2月○日最終改正）に準拠することとするが、具体的に交付の対象となる経費は、次の通りとする。

科目	区分	細分	交付対象の具体例	
行動費	宿泊費	ボランティアの宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動を行うため最低限のものとする。具体的には、集合解散場所からの距離が相当あり、日帰り実行が困難な場合とする。</li> <li>・集合解散場所とは、当該事業実施ボランティア団体の事務所所在地、若しくは当該ボランティア活動参加者の主たる居住地を言う。</li> <li>・上記により宿泊費を計上した場合、事業報告提出に際し、集合解散場所から現地までの距離を報告するとともに、起点となる集合解散場所を明記すること。</li> <li>・なお、宿泊費の上限は、3,000円/人・日を限度とし、連泊は認めない。</li> </ul>	
		公的交通機関、バス・レンタカー借上料、燃料費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費は、集合解散場所から現地までのものであり、合理的かつ効率的な交通手段・経路であること。</li> <li>・なお、この場合宿泊費と同様に、集合解散場所から現地までの距離、集合解散場所を明記すること。</li> <li>・本経費の支出にあつては、努めて公的交通機関を利用することとするが、現地の実態で利用しがたい場合、車両等の借り上げもできる（燃料も含む。）こととする。</li> <li>・当然、集合解散場所までの各人の交通経費は除外される。</li> <li>・国際緑化に係る事業にあつての集合解散場所とは、事業実施国における団体の実施拠点をいう。</li> </ul>	
		保険料	ボランティア保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該ボランティア活動に参加する者等のボランティア等傷害保険料をいう。</li> </ul>
		その他	行動旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等行う際の事前、事後等に事業計画作成等に関係自治体等との打ち合わせが必要である場合の旅費・交通費等の経費</li> <li>・本経費は、極めて例外的なものとし、一事業あたり2回を限度とする。また、事業報告書提出にあつてはその概要を報告のこと。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の作業を行うに際し、専門性を有する指導者の指導が必要な場合の指導者の旅費・交通費等は下記の指導者謝金で計上することとする。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全支出科目を通じ、ボランティア活動の作業労賃・食料・飲食費は対象外であることに注意。</li> </ul>
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道等の作業路の整備委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の募金事業は、ボランティアによる森林整備及び緑化推進事業が原則である。しかしながら、事業実施にあたって、極めて専門性が高いこと、安全確保の点から、特段の配慮が必要な場合、当該森林ボランティア団体の保有機械の関係等から自らが実施することができない場合にの環境整備費のなかで作業の一部を専門業者に委託することができないものとする。</li> <li>・上記のとおり、専門業者に委託するものは事業の一部であることが原則であり、事業の大部分を委託（外注）経費で実施することはできない。</li> <li>・作業道等に係る作業のうち、重機等の使用が必須でその専門性、保有機械等の実態から申請団体の会員のみでは実施困難な部分のみに係る作業委託経費。</li> <li>・作業道・歩道等の作業路の整備を自らが行う場合の作業用具等の購入経費については、下欄の資材費で計上する。</li> </ul>
	地拵・整地等	植付け準備の整地・土工等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同様で現地が急傾斜であること、残存植生の繁茂状況等から申請団体の会員のみでは実施困難な箇所の地拵や残存大径木の伐倒作業に係る委託経費やシカ柵設置等の獣害防止施設設置の委託経費。</li> <li>・本作業を自らが行う場合の必要資材も同様に下欄の資材費で計上する。</li> </ul>
	その他	看板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のPR看板・標柱は、努めて自らが作成・設置するものとする。（この場合、人件費は対象外で材料費のみの計上となる。）また、作成を委託にする場合も作成委託費のみとし、現場設置にかかる経費はボランティア作業の一環であり、支給対象としない。</li> <li>・当該事業に係るホームページの記載内容変更等に係る経費（内容が緑の募金事業交付対象事業としてその普及啓発の観点から認められるもの。）であるが、この場合も努めて自らが実施すること。</li> </ul> <p>※緑の募金事業は、森林ボランティア団体等が行うボランティア活動を支援するのが原則であり、環境整備に係る外部委託経費については、安全上等问题があるなど真に外注せざるを得ないものに限られる。</p>
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に不可欠な機械器具、チェーンソー替刃等の消耗品や補修部品、鎌、鉋、鋸等の作業器具の購入・借上に係る経費を計上するものであり、あくまで当該事業実施に係るものに限定される。（活動方法、活動人員、活動日数、作業量を勘案し最小限なものとする。）</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・すなわち、当該団体の資産・施設に係るものは計上できない。</li> <li>・購入経費はチェーンソー 50,000 円/台、刈払機 35,000 円/台以内で各 2 台までとする。 (購入経費がこの基準価格を上回る場合は、上回った部分が自己経費等となる。)</li> <li>・チェーンソー、刈払機以外の機械類の購入経費もこの経費を基準として検討すること。</li> <li>・借上費は、レンタル料等と比較するなど、合理的な額とする。</li> </ul> <p>※次年度以降にかかる準備用品の購入は対象外。 ※当該事業と関連性が少なく、かつ高額なものは対象外。 ※使用頻度が低く、かつ高額なものは購入ではなくレンタル・リースで検討。</p>
	安全作業用の器具・機械等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安帽、安全手袋等安全作業に必要な機械・器具等の購入、間伐作業等におけるチルホール等の高額なものの借上にかかる経費。</li> </ul>
	苗木等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の募金事業（森林の整備・緑化の推進）の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費。</li> <li>・植栽に付帯する支柱、獣害等防止施設資材費。</li> </ul> <p>※特殊な樹種、高木（大苗）など通常の植栽資材と異なる場合は、その旨を明記。</p>
	その他	看板資材等のその他資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の P R 看板・標柱等の材料費。</li> </ul> <p>※イベントに際して配布するグッズ等で緑の募金交付金に相応しくないものは対象外とする。</p>
資材等運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動に必要な最少限の額を計上（特に個人からの車両借上費はレンタル料等と比較するなど、合理的なものであること。)</li> <li>・通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外。</li> </ul> <p>※苗木等の購入資材の運搬経費は、現地納入を行うなど努めて当該資材費に含めて計上。</p>
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業を行う上での専門的な技術指導等（安全指導も含む。）で申請団体の会員で行うことが困難な場合に必要外部講師招聘にかかる経費（謝金・旅費・宿泊料。)</li> <li>・外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相応の技術を有する者に限られる。</li> <li>・謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠を明確にしておくこと。 申請にあたっては、人数、単価、日数を必ず申</li> </ul>

			請書に明記すること。
事務費	人件費	(事務費は交付金額の20%以内)	・事業実施に際しての人件費であるが、具体的な用途は事務作業(申請書・報告書の作成、事業実行に係る経理業務)にかかる経費であり、その限度額は交付金額の10%以内で50,000円を上限とする。 ※全ての科目に共通であるが、必要経費として認められるものは、当該事業にかかる経費のみであり、通常の団体組織運営に係る経費は対象外とする。(以下、事務費にかかる経費も同様。)
	事務用品費		・文房具等の購入費。
	印刷費		・印刷用紙、プリンターインク等。
	通信費		・電話料、郵送料等。

**(6) 標準事業費及び交付限度額**

公告に定める標準事業費及び限度額とする。

**(7) 応募方法**

別に定める「緑の募金公募事業応募申請書(国民参加による災害に強い森林づくり事業)」によるものとする。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

**(8) 応募先**

公告に定めたとおりとする。

**(9) 応募期間**

公告に定めた期間とする。

**(10) ヒヤリング**

国土緑化推進機構は、申請内容等の確認のために、申請団体を対象としたヒヤリングを行うことができるものとする。

**(11) 採択の決定及び通知**

国土緑化推進機構は、応募申請書等について「有識者による事業審査会」で審査の上、国土緑化推進機構理事会の議決を経て事業の採否を決定し、応募申請者に通知(緑の募金公募事業募集規則様式2、3)する。

なお、国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施及び交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請内容に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

**(12) その他**

ア 交付金の交付については、「緑の募金交付金交付要領」に定めるとおりとする。

イ 採択後の事業実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

①緑の募金箱の設置、「緑の募金協力員」の登録(都道府県緑化推進委員会の「緑の募金協力員」を含む。)に積極的に協力すること。

②採択された事業が緑の募金事業であることを、看板、標柱の設置により周知するとともに、イベント等の実施にあたっては、マスコミ等を活

用するなど広くそのPRに努めること。

- ③事業の実施にあたっては、安全作業の励行に努め、重大災害に結びつく可能性のある機械・器具の使用にあたっては、必要な安全教育等を実施すること。
- ④事業の採択を受けたものにあつては、採択時に示される留意事項を確認・実行するとともに、指示された資料等を期限までに速やかに提出すること。  
また、事業を実施する中で、事業内容の変更、経費科目の変更等を行わざるを得ない事情が生じた場合は、事前に速やかに連絡すること。
- ⑤美しい森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動の推進に努めること。
- ⑥可能な限り「山の日」、毎年9月第3日曜日の「森林ボランティアの日」の前後に事業を実施すること。